

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一般競争入札に参加しようとする者が銀行その他契約担当職員が確実と認める金融機関又は保証事業会社と当該入札に係る契約の履行について保証契約の予約をし、当該保証契約の予約に係る証書を提供したとき。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に一般競争入札の公告をしている入札保証金については、なお従前の例による。